

同意書

借受申請書を提出するにあたり、下記の内容に同意します。

記

1. 保育人材確保対策貸付事業「未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付」は、貸付対象者の要件を満たす方のみに保育料に係る一部の費用を貸付する制度であり、給付金等として支給されるものではないことを理解した上で申請すること。
2. 連盟事務局への問い合わせについては、原則施設長もしくは担当者とする。
3. 対象施設へ入職時に、「週 20 時間以上(雇用保険に加入し、週 20 時間以上の就業が確保されている)保育業務に従事し、2 年間以上継続勤務する」要件を満たしていること。
4. 要件を満たしている場合であっても、2 年間の勤務期間中に止むを得ず休職する場合は、速やかに連盟事務局へ連絡すること。また、既に予定がある場合は、申請時に必ず申告すること。(休職の予定がある場合は、その内容に応じた契約とする。)
5. 要件の期間内で、転勤や転職した場合は、速やかに連盟事務局へ連絡すること。
6. 雇用が継続されていても「週 20 時間以上保育業務に従事する」要件を満たさなくなった場合は、速やかに返還すること。
7. 雇用が継続されていても、自己都合(有休を除く)の欠勤等により、「週 20 時間以上保育業務に従事する」要件を満たさない月がある場合は、2 年間の勤務期間を経過後、勤務状況を確認の上、生じた精算額を速やかに返還すること。
8. 返還免除要件である 2 年間の勤務を満たさずに退職した場合は、速やかに返還すること。
9. その他、貸付期間中に契約内容に変更事項が生じた場合は、速やかに連盟事務局へ連絡すること。

令和 年 月 日

施設長 氏名 (自署):

契約者 氏名 (自署):